

大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会 設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、大阪府福祉のまちづくり審議会規則（平成24年大阪府規則第282号。以下「規則」という。）第7条及び第12条の規定に基づき、大阪府における福祉のまちづくり条例の施行状況の調査及び検討を行うため設置する、大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 部会は、審議会の会長が指名する委員等で構成する。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

(運営)

第3条 部会は、必要に応じ開催する。

2 部会長は、部会を招集し、会務を総理する。

3 部会長に事故があるときは、部会委員のうちから互選された委員がその職務を代行する。

(庶務)

第4条 部会の庶務は、住宅まちづくり部建築指導室建築企画課において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成25年6月14日から施行する。